

令和2年7月3日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

新型コロナウイルス感染症
拡大防止に関する要望書
(第2回)

盛岡市議会災害対策会議

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸

1 情報提供・情報共有

- (1) 感染症対策を行っている市内飲食業者を応援するため、市長メッセージとして市内飲食店への来店を呼びかけること。
- (2) コロナ禍におけるメンタルヘルスケアに関する情報発信を行うこと。
- (3) 感染者が発生した場合、本人や家族などが誹謗・中傷等を受けないよう、適切な周知・対応を図ること。
- (4) 国・県・市による新たな支援策について、積極的に情報提供すること。

2 感染症予防対策・医療体制強化

- (1) 高齢者・障がい者施設などで感染者が出た場合の対応について、事業者に対し助言や指導を行うこと。また、休業が必要とされる場合の収益等に関して十分な説明を行うこと。
- (2) 介護の現場でクラスターが起きた場合、職員不足に陥る可能性が高いことから、市が一定数の介護職員を任用し、不足する現場に派遣する仕組みづくりについて検討すること。
- (3) 高齢者・障がい者・児童に関わる施設において、感染症予防対策に係るマスク・消毒液の高騰等で例年よりも増大した費用に対する補助を行うこと。
- (4) 新しい生活様式を推進するための取り組みを進めること。
- (5) 接触確認アプリの導入と、導入後の周知を徹底すること。

- (6) 市立病院の感染症病床担当職員に対して「特殊手当」を支給すること。
- (7) 民間医療機関の発熱外来、開業医への感染防止対策に財政的支援を行うこと。
- (8) 高齢者・介護施設・障がい者施設での感染防止対策のガイドライン、県内で感染者が発生した際の対応マニュアルを作成し、支援を徹底すること。
- (9) 福祉サービス事業者において実施した感染防止対策の経費、サービス縮小・中止などによる減収分の補填を行うよう国に求めるほか、市としても支援を行うこと。

3 経済・雇用対策

- (1) 労働者が直接申請できる市独自の給付金制度を創設すること。
- (2) 各種申請の簡略化を検討すること。
- (3) 雇用調整助成金の助成単価を引き上げるよう国に働きかけること。
- (4) 最低賃金の引き上げについて取り組みを進めること。
- (5) 芸術文化関連団体や、演劇場・ライブハウス運営者などに聞き取り調査を実施し、活動再開のための支援策を講じること。

- (6) 派遣・パート・契約社員の多くが失業していることから、失業者の雇用対策を充実させること。
- (7) 市職員の増員を図り、非常時の体制を考慮した定数を確保すること。また、市職員の給与引き下げを行わないこと。
- (8) 就職氷河期世代の支援施策をさらに充実させること。
- (9) 市立病院の医療職を可能な限り増員し、感染症第二波へ備えること。また、大都市圏から地方医療へ転属したいと考える医療従事者へ情報提供を行うこと。
- (10) 国に対し、事業者支援についてさらなる政策展開を要望すること。
- (11) 企業のテレワーク推進のため、インターネット等の環境整備について補助すること。
- (12) 和牛肥育農家の支援を行うこと。
- (13) 観光事業者の支援について対象を広げ、支援金の増額を図ること。
- (14) 「盛岡の宿応援割」の補助額を増額するとともに、「日帰り」についても補助を行うこと。
- (15) 持続化給付金の対象外となる、売り上げ減少が50%に満たない事業者への市独自の補助を行うこと。
- (16) もりおか事業継続支援金給付事業について、売り上げが減少した全事業者を対象とすること。

4 市民支援

- (1) 発達障害など、もとより働きにくさを抱える市民への支援を強化すること。
- (2) 生活保護の認定において、市長が「特別な事情を認める」事により、家屋や自動車を持っていたても受給できるよう生活保護基準を引き上げること。また、認定手続きの簡素化をすすめ、迅速な給付を行うこと。
- (3) 生活困窮や生活不安についての相談支援体制を充実させ、自殺防止対策を図ること。
- (4) 各種申請のオンライン化を進めること。
- (5) 特別定額給付金について、申請漏れがないよう勧奨を強めること。
- (6) 国民健康保険税については、国基準の「30%以上の所得減少」を緩和する市独自の減免基準を設けること。
- (7) 市税の納入猶予制度について周知を図るとともに、申請の簡素化、期限に係る柔軟な対応を図ること。また、固定資産税の令和2年度分の減免について検討すること。
- (8) 在宅高齢要介護者・障がい者などに対して、さらに臨時の給付金を支給すること。
- (9) コロナ禍における町内会・自治会活動について事業実施におけるガイドラインを示すとともに、活動への支援を行うこと。

5 子ども・子育て支援

- (1) ひとり親家庭に対し家賃補助を行うこと。

6 教育支援

- (1) 市内在住の大学生や専門学生への生活支援を行うこと。また、住居確保給付金制度や、市が実施する雇用対策推進事業などを学生に周知すること。
- (2) オンライン教育の充実のため、I C T環境整備や教材開発を進め、教員への指導を行うこと。
- (3) 感染症予防対策に伴う教師の負担を軽減するため、スクールサポートスタッフを配置すること。
- (4) 感染症予防対策として、市内小中学校校舎における水道の蛇口を改善すること。
- (5) 大学の学費を一律半額とする措置を国に働き掛けること。
- (6) 「もりおかエール便」の対象枠を拡大すること。
- (7) 安全に学ぶ環境を作るため、教室内的の少人数指導が可能となるよう「30人学級」の実現と教員の増員を国に働き掛けること。
- (8) 市内各学校へのマスク、消毒液、体温計、ペーパータオルなどの配備に万全を期すこと。

- (9) 養護教諭の感染防止対策を含めた詳細な対応マニュアルを作成し、発熱等感染が疑われる児童・生徒が待機・隔離する場所を確実に確保すること。
- (10) 市中総体の各競技の大会開催にあたっては、感染防止対策を図った上で、保護者の観戦を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

7 その他

- (1) 雇用保険の国庫負担割合の本則（4分の1）を復活させるよう国に働き掛けること。
- (2) 社会全体のデジタル化のための環境整備について、積極的な支援策を講じるよう国へ働き掛けること。
- (3) 緊急小口資金及び住居確保給付金の手続きを簡素化・迅速化すること。また、緊急小口資金の貸付限度額を引き上げ、償還期間の延長と償還免除対象世帯の拡大を図ること。
- (4) 従来の避難所を見直し、クラスターを生まない安全な避難所を整備すること。